あなたは、次の制度が利用できる可能性があります。

チェックリスト

────── 警察における犯罪被害者支援制度 ─────	_
言示[637] 870 非 灰 占 名 文 顶 间 及	
【精神的支援】	
□ 被害者支援カウンセラー等によるカウンセリング(無料)	
お問合せ先:事件担当の警察署、サポートセンター(0120-338-274)	
Frankry 1 let	
【経済的支援】※一定の要件に該当する場合、補助・支給されない場合があります。	
犯罪被害給付制度(国制度)	
□ 遺族給付金	
□ 重傷病給付金	
□ 障害給付金	
お問合せ先: サポートセンター(0120-338-274)、事件担当の警察署	
(0) C C C C C C C C C	
兵庫県警察における経済的支援制度	
□ 身体犯被害対象事件における補助制度	
□ 性犯罪被害対象事件における補助制度	
□ 司法解剖に伴う遺体修復及び遺体搬送制度	
□ 司法解剖に伴う死体検案書料補助制度	
□ 一時避難場所の施設の使用にかかる費用補助制度	
□ ハウスクリーニングにかかる費用補助制度	
□ 精神医等の診察及びカウンセリングに係る補助制度	
□ 代替の制服等の購入に係る費用補助制度	
お問合せ先:事件担当の警察署	
	_

兵庫県、各市町における経済的支援制度

□ 兵庫県犯罪被害者等見舞金制度(死亡、重傷病)

※市町の見舞金を受給している場合も申請可。

お問合せ先: 兵庫県県民生活部くらし安全課(078-362-3173)

□ 各市町の生活支援のための各種制度:サービス(住宅関係、一時保育、家事援助等)

□ 各市町の見舞金制度(死亡、重傷病等)

お問合せ先:お住まいの各市町の窓口

民間支援団体によるサポート

□ 公益社団法人ひょうご被害者支援センターへの情報提供制度

(法律相談・心理相談・付添い支援・代理傍聴等)

お問合せ先:事件担当の警察署

犯罪の被害にあわれた方へ



兵庫県警察



犯罪の被害にあうということは、とてもつらく悲しいことです。

犯罪による被害が本当にあったことなのか信じられなくなったり、

どうしたらよいのか分からなくなったりするなど、悩んだり、不安に

思われたりすることも多いでしょう。

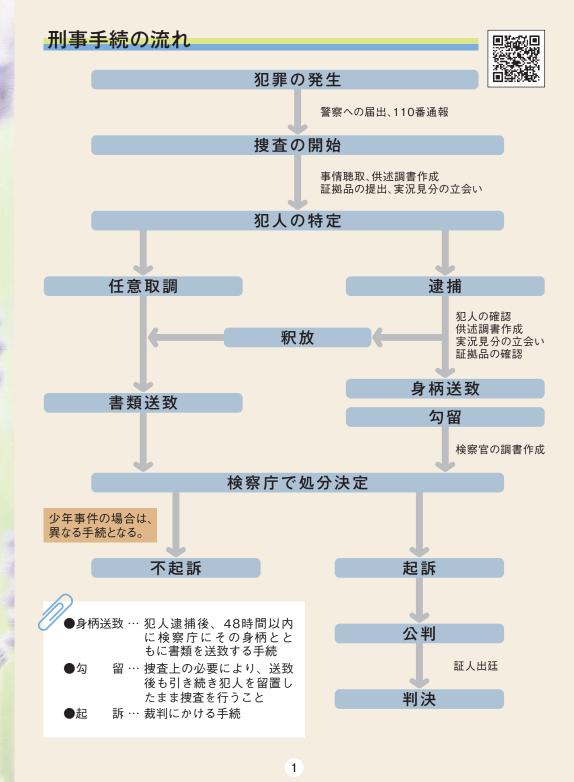
また、現実的な問題に直面されている方もおられるでしょう。

このパンフレットは、被害にあわれた方に

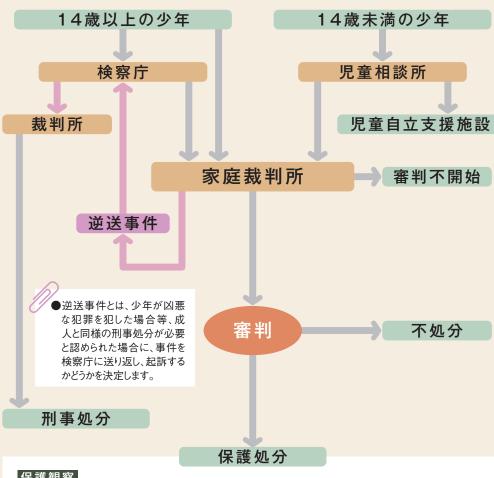
- ○捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続で 処罰されるのか。
- ○皆様にどのようなことをお願いすることになるのか。
- ○皆様が利用できる制度には、どのようなものがあるのか。
- ○被害にあわれた方が、どのような心理状態になるのか。

などについてお知らせするものです。

担当捜査員 警察署 課係 氏名 (内線)



少年事件の手続(犯人特定後年齢により送致先が変わります。)



保護観察

保護司等の監督のもとで少年が改善・更正することが可能と認められる場合は、少年が自分自身の力で社会 復帰できるように保護観察官や保護司が補道援護する保護観察の処分にします。

児童自立支援施設·児童養護施設送致

少年を取り巻く環境を重視し、施設における生活指導を要すると認められる場合は、児童自立支援施設(非行 を犯した児童等の支援施設)、児童養護施設(保護者のない児童、虐待されている児童等の保護施設)に入 所させ、社会復帰を促します。

少年院送致

少年を施設に収容し、矯正教育を与えることによって非行少年を社会生活に適応させる必要があると認められ た場合は、少年院に送ります。

●第一種少年院 ●第二種少年院 ●第三種少年院

被害にあわれた方へのお願い

被害者の方には、刑事手続上、次のようなお願いをし、そのことでご負担をおかけすることも あります。



これは、犯人を逮捕し、厳しく処罰する上で非常に重要なことばかりです。

あなたのため、そして同じような被害にあう人をなくすためにも、是非ともご協力をお願いします。

事情聴取

犯行の状況や、犯人の様子などについて、事情をお聴きします。 また、事件によっては検察官にも同じ内容等を聴かれる場合があります。

証拠品の 提出

被害者が着ていた服、持っていた物などは被害を裏付ける証拠品として 提出していただく場合もあります。

なお、捜査が終了すれば、速やかにお返しします。

実況見分 への立会い

事件によっては、被害現場での状況説明に立ち会っていただく場合も あります。

公判への 証人出廷

後日、公判が始まると裁判所で、証人として証言していただく場合もあり

被害者連絡制度



警察では、刑事手続の流れや捜査状況等について、捜査担当者から被害者の方にお知ら せしています。

※犯人が少年の場合には、内容などに若干違いがあります。

もし、皆様が「事件を思い出したくない。そっとしておいてほしい。」とお思いでしたら、そのお気持ちを 担当者にお話しください。

被害にあわれた方が亡くなられた場合の手続の流れ

被害者が亡くなられ、その原因に犯罪が疑われる場合には、原因等を明らかにし捜査の重要な手がかり を得るために、ご遺体の状況を調べます。(検視・解剖)



2

裁判で利用できる制度

被害者参加制度

制 度の

刑事裁判に犯罪被害者等の意見をより反映させるため、一定の事件の被害者やご家 族等の方々が、刑事裁判に参加して、公判期日に出席したり、被告人質問などを行うこ とができるという制度です。

対象事件

殺人、傷害など、故意の犯罪行為により人を死亡させ、又は傷つけた事件や、不同意 性交等、不同意わいせつの罪、逮捕・監禁、略取・誘拐の罪、過失運転致傷の罪な ど、生命、身体、自由に関する罪が対象となります。

申出が できる方 被害者、又は被害者が死亡した場合や心身に重大な故障がある場合における配偶者、 祖父母、父母、子などの直系親族、兄弟姉妹です。裁判所から刑事裁判への参加を 許可された犯罪被害者等を被害者参加人といいます。

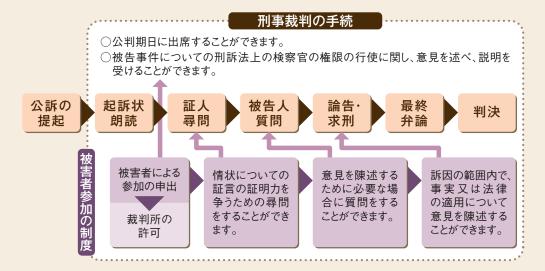
間

事件が起訴された後であれば、いつでも参加の申出をすることができます。

加の 手 続

被害者やご遺族等から、刑事裁判への参加について、事件を担当する検察官に申し出 てください。申出を受けた検察官は、被害者が刑事裁判に参加することに対する意見を 付して裁判所に通知します。

※ 被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方には、国から旅費等が支給されます。



「被害者参加人のための国選弁護制度

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人が、刑事裁判への参加を適切かつ効果的に行うた め、資力が乏しい場合であっても、弁護士の援助を受けられるよう、日本司法支援センター(法テラス)を 通じて、国が弁護士報酬及び費用を負担する制度です。

損害賠償命令制度

殺人、傷害、危険運転致死傷などの故意の犯罪行為により、人を死亡させ、又は傷つけた事件などの 被害者やその相続人などは、刑事事件の係属する地方裁判所に損害賠償請求の申立てをすると、 その裁判所が、刑事事件の有罪判決をした後に、刑事手続の成果を利用して、民事の請求について、 原則として4回以内の審理を行って損害の賠償を命ずる制度です。

被害者等通知制度

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者などに対し、その方の希望に応じ、事件 の処分結果、刑事裁判の結果や有罪裁判確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度が あります。これらの制度については、検察庁にお問合せください。

[′] 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑・在院中の加害者の生活や行動 に関するご意見を伺い、これを受刑中・在院中の加害者に伝えます。

詳しくは各矯正管区、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所)にお問い合わせください。

~ 少 年 審 判 傍 聴 制 度

制 度の 概

少年審判における犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るため、殺人等一定の重 大事件の被害者等から申出がある場合に、加害少年の年齢や心身の状態等の事情 を考慮して、健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、少年審判を傍聴する ことができることになっています。

対象事件

申出が

できる方

殺人、傷害等の故意の犯罪行為や交通事件(過失運転致死傷)などによって被害 者が亡くなり、又は生命に重大な危険を生じる傷害を負った場合、対象となります。 ※ただし、少年が事件当時12歳に満たなかった場合は除かれます。

少年の故意の犯罪行為や交通事件(過失運転致死傷)などにより

(1)被害者が亡くなった場合

亡くなった方のご遺族

(配偶者、直系親族(被害者の親や子など)、兄弟姉妹)

- (2)被害者が生命に重大な危険を生じる傷害を負った場合
 - ①被害者
 - ②被害者の法定代理人(親権者など)
 - ③被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、 被害者の配偶者、直系親族、兄弟姉妹

間

- (1)事件が家庭裁判所に送られた後、申出ができます。
- (2) 審判の傍聴が認められたかどうかについては家庭裁判所から通知されます。

「 そ の 他 の 少 年 犯 罪 に よ る 被 害 者 の 制 度

- ●事件記録の閲覧、コピー
- ●裁判官や家庭裁判所調査官に対して、 ●少年審判の結果等の通知 犯罪被害に関する心情や意見を述べる
- ●審判期日における審判状況の説明

 - ※これらの制度については、家庭裁判所にお問合せください。

兵庫県警察における犯罪被害者のための経済的支援制度

兵庫県警察では、犯罪被害者のために次のような経済的支援制度を運用しています。

制度名

制度の内容



身体犯被害対象事件における補助制度

殺人未遂、強盗致傷、傷害等の被害者が警察に診断書を提出する 場合に病院で診察を受けた初診料等及び診断書料を補助するもの です。

(初診料、処置料等、診断書料) ※傷害については全治1ヶ月以上に限る。

性犯罪被害対象事件における補助制度

性犯罪の被害者が産婦人科等で診療を受けた場合、診察料等の費用を補助するものです。

(診察料、処置料、性感染症検査料、人工妊娠中絶料)

司法解剖に伴う遺体修復及び遺体 搬送制度

司法解剖を実施した後の遺体修復費用及び自宅等への遺体搬送 費用を補助するものです。

司 法 解 剖 に 伴 う 死体検案書料補助制度

司法解剖を実施した遺体に係る死体検案書料を補助するものです。 (死体検案書1通分の費用に限る)

一時避難場所の施設の使用に係る費用補助制度

自宅が犯罪現場になった場合等の一時避難場所の施設の使用に係る費用を補助するものです。(宿泊費、7日以内の範囲)

ハウスクリーニングに係る 費 用 補 助 制 度 殺人、強盗致死等で被害者の自宅が犯罪現場となった場合に自宅内に血痕、吐しゃ物等があるときのハウスクリーニングに係る費用を補助するものです。(健具・家具等の交換・修復経費は含まない)

精神科医等の診察及びカウンセリングに係る費 用 補 助 制 度

殺人、性犯罪、交通死亡事故事件等の被害者等が精神科医等の診察や臨床心理士等によるカウンセリングを受診した際の費用を補助するものです。

(初回の診察の日からおおむね3年を経過するまで)

代替の制服等の購入に係る費用補助制度

性犯罪の被害者が被害時に着用していた制服等が汚濁等した場合、代替の制服等を購入する費用を補助するものです。

※ 補助には一定の要件があり、手続が必要です。詳しくは、事件を取扱っている警察署にお問合せください。

「県警の相談窓口

警察へのご意見ご要望は	警察相談専用電話	☎
性 犯 罪 等 の 被 害 の 相 談 は	性犯罪被害相談電話全国統一ダイヤル 性犯罪被害110番	 本 # 8103(ハートさん) 発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪相談電話(兵庫県内は下記番号)につながります。 本 0120-57-8103 24時間対応 ※女性警察官(女性警察官が要件中の場合は男性警察官)が対応します。
ストーカー・家庭内暴力に つ い て の 相 談 は	ストーカー・DV相談電話	☎078-371-7830 24時間対応

6

犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為(殺人や傷害など)により、死亡された被害者のご遺族や身体に重傷病を負ったり、重い障害が残ったりした被害者に対しては、社会の連帯共助の精神に基づき、 国が給付金を支給しています。



この「犯罪被害者等給付金」は…

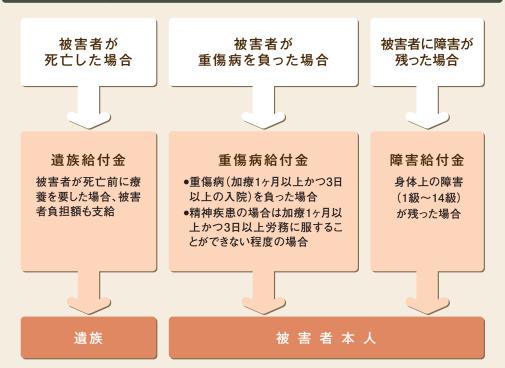
- *加害者側からの損害賠償
- *労働者災害補償保険法等による公的な給付

が受けられない場合に支給されるものです。

給付金の支給については、支給を受けることができる遺族の範囲や順位、障害の程度、申請の期限、 給付金の額などについて細かく定められています。

申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはできません。

「 犯 罪 被 害 者 等 給 付 金 の 概 要



7

各援助·救済

被害者に対する援助、救済については、警察以外の官庁等でも行っておりますので、担当の官庁等にお問合せください。

支	援 内 容	担 当 官 庁 等		
刑 事 手 続 に関 する相談	刑事手続において、刑事訴訟法等に基づいた犯罪被害者の保護について説明・支援を行います。被害者の方々が気軽に被害相談や事件に対する問合せができるように、専用電話を設置しております。	神戸地方検察庁 被害者支援員室 (被害者ホットライン窓口) ☎ 078-367-6135 毎週月〜金		
犯 罪 被 害 者支援活動全般	マスコミ対応、刑事事件・少年審判手続への参加等の支援、民事上の損害賠償請求の代理、示談交渉及び犯罪被害者等給付金の申請補助等の犯罪被害者支援活動全般についての相談及び依頼を行うことができます。	兵庫県弁護士会 犯罪被害者支援委員会 ☎ 神戸 078-341-8227 ☎ 姫路 079-282-8458		
犯罪被害者支援 民事法律扶助	犯罪被害者やご家族に、様々な情報を無料で提供します。また、 資力が乏しい方のための無料法 律相談や裁判代理費用の立替 えなど(刑事事件に関するものを 除く)を行っています。	犯罪被害者支援ダイヤル の120-079714 法テラス(サポートダイヤル) の570-078374		

政府の保障事業(自動車損害賠償保障事業)

ひき逃げ事故や無保険車の事故の場合や、車両を使用した強盗やひったくり事件などで、亡くなられたりけがをしたり障害が残ったりした場合、政府が相手方に代わって自賠責保険に準じた保障をする事業です。

請求手続は自賠責保険を扱っている保険会社であればどこの窓口でも受け付けています。 請求権者、障害の程度、申請の期限などが細かく定められています。

支	援内容	担当官庁等
暴 力 団 犯 罪 被害者に対する支援	暴力団の対立抗争事件等により 被害を受けたとき、見舞金を受け とることができる場合があります。 また、損害賠償請求等に必要な 訴訟費用の一部を無利子で貸し 付ける制度もあります。	暴力団追放 兵庫県民センター ☎ 078-362-8930
税 法 上 の 救 済	犯罪により、身体に障害を負われた方などは、以下の税法上の救済が認められる場合があります。 ○医療費控除 ○障害者控除 ○寡婦(寡夫)控除	お近くの税務署
福祉関係	犯罪被害を受けた場合、各行政機関では、以下の制度を設けています。 ○児童扶養手当 ○母子父子寡婦福祉資金の 貸付 ○生活保護 (生活扶助、教育扶助、 住宅扶助、医療扶助等)	お近くの市区町役場、 健康福祉事務所 又は県民局

※兵庫県及び兵庫県下全市町において、犯罪被害者等支援条例を制定しており、被害者に対してお見舞金が支払われる場合があります。詳しくは県、市町の窓口へお問合せください。

犯罪被害の心理的影響

突然大切な人を失ったり、自分自身が危险な経験をしたりすると、つらく悲しい思いを抱き、そのために 心身の不調を起こすことがあります。

こころの反応は、個人によって様々です。ここにこれまで犯罪被害にあわれた方々によく見られる反応を あげました。こういった反応が起こるということを知っているだけで、少しは安心できるかもしれません。

こころの反応と経過

ショック

頭の中がまっしろになる、呆然とする、感 覚が麻痺して現実の事ではないような気 がする

●否認

事実を認めたくない、受け入れられない

●怒り

犯人への怒り、やり場のない「何か」へ の怒り

●孤立感•疎外感

「誰も分かってくれない | 「自分は独り ぼっちなんだ という思い

●無力感

自分が弱く、無力だという感覚

抑うつ

激しい落ち込み、深い悲しみ

●後悔·自責

「あの時ああすればよかった」「自分があ んなことさえしなければしと自分を責める

●受容

事実を受け入れる

●再適応

時間をかけてその人がいない現実、 自分が被害にあった現実と向き合い 適応していく

回復に役立つこと

●休息や睡眠

「やらなければいけない」ということが、た くさんあるかもしれません。しかし、深い悲 しみはエネルギーを使います。十分な休 息や睡眠に心がけましょう。

●食事

「食事ものどを通らない」かもしれません が、栄養をとることは体だけでなく、心にも 大切なことです。

人とのふれあい

気の許せる方に話を聞いてもらいましょう。 一緒にいてもらうだけでもいいかもしれま the

●ストレス対処法

散歩をする、深呼吸をする、ゆっくりお風 呂に入るなど、自分なりのストレス対処法 を用意し、活用しましょう。

自助グループなど

10

同じような体験をした方と思いをわかちあ うことは、役立つかもしれません。

回復が長引く場合

次のような症状が出た場合は、医師による診断や治療が必要です。

●PTSD:心的外傷後ストレス障害

考えたくないのに事件のことが何度も浮かんだり、夢に出てくる、どうしても忘れられない、 そのことを避けたい、眠れない、音の刺激に敏感に反応してしまうなどの症状が長く続き、 日常生活に支障が出る。

うつ病

食欲がない、眠れない、気分がゆううつ、意欲・気力がわいてこない、イライラ感などの症 状が強く、日常生活に支障がでる。

●その他様々な身体症状

ストレスなどで、緊張型頭痛、過敏性腸症候群(下痢や便秘、腹痛)、生理不順、めまい、 高血圧などの様々な身体症状があらわれることがあります。

カウンセリング

警察では、被害にあわれた方のこころの悩みや精神的負担を軽くするためのお手伝い をしています。

専門的な研修を受けた被害者支援カウンセラーや委嘱相談員によるカウンセリングを 受けることができます。

11

●犯罪被害給付制度及びカウンセリングについてのお問合せ先

兵庫県警察被害者支援室 20120-338-274

土、日、祝日、年末年始を除く 9:00~17:45

担当機関 内容 兵庫県精神保健福祉センター 火~土(祝日、年末年始を除く) 心の悩みや精神的な病気、 社会復帰に関する相談 9:30~11:30 13:00~15:30 (電話・面接) 「面接相談(要予約)」 ☎078-252-4980 ※面接は予約制(午前中) 火~土(祝日、年末年始を除く) 8:45~17:30(受付時間) ※神戸市を除く兵庫県内にお住いの方 月~土(祝日、年末年始を除く) 県立男女共同参画センター・イーブン 9:30~12:00 13:00~16:30 「女性のためのなやみ相談 □ ☎078-360-8551 面接相談(祝日、年末年始を除く) 面接予約専用 ☎078-360-8554 毎月第1·第3火曜日 17:00~19:00 兵庫県こころのケアセンター 「相談室 | ☎078-200-3010 トラウマ・PTSD等の 火~土 9:00~12:00 13:00~17:00 「こころのケア | に関する (祝日、年末年始を除く 相談(電話・面接)及び診療予約 ※ただし、月曜日がハッピーマンデー又は ※面接は予約制 振替休日の場合、その前の土曜日は休館)

公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク

URL https://www.j-hits.org/clinic/

「犯罪被害者等電話相談 | 全国共通ナビダイヤル ☎0570-783-554 7:30~22:00(12/29~1/3までを除く)

犯罪の被害にあわれた方の相談 (雷話)

※全国の被害者支援センター相談 窓口と連携して支援を行います。

※被害者支援センターの開設時間内 は、お住まいのエリアの被害者支援 センター(兵庫県内はひょうご被害 者支援センター)につながります。

担当機関 内 容

ひょうご性被害ケアセンター「よりそい

「電話相談 □ ☎078-367-7874(なやみなし) 月~金 9:00~17:00(祝日、12/29~1/3を除く) 開設時間以外は夜間休日対応コールセンター (国設置)に自動転送されます。

兵庫県から委託を受けた ひょうご被害者支援センターが 運営するワンストップ支援センター 法律相談、カウンセリング、 医療費助成

特定非営利活動法人 性暴力被害者支援センター・ひょうご

月~金(祝日、年末年始を除く) 9:30~16:30 「メール相談 | ホームページから

性暴力被害にあわれた方、 ご家族、ご友人、関係機関の方の 相談(電話・メール・面接・ 付添い支援(病院・法律相談)) ※面接・付添い支援は予約制

神戸市精神保健福祉センター 「心の電話相談 2078-371-1900 月~金(祝日除く) 8:45~17:15(12:00~13:00除く)

心の悩みや精神的な病気に 関する相談(電話)

兵庫県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 ひょうご被害者支援センター



設立目的 ・趣旨等

電話相談、面接相談その他の活動を通じて、犯罪等の被害者及びその家族の抱 える精神的・経済的な負担を軽減するための支援を行うとともに、社会全体が被 害者等をサポートできる環境作りに寄与することを目的とする民間支援団体です。

相談業務 (無料)

電話相談 月・火・木・金(祝日、8/12~8/16、12/28~1/4を除く)

10:00~16:00 \$078-367-7833

(要予約)

面接相談 法律相談・・・被害者支援に精通した弁護十による法律相談 (随時、日時は要相談)

心理相談・・・臨床心理士によるカウンセリング(随時、日時は要相談)

直接支援

● 付添い支援・・・・裁判所や検察庁、市役所や病院への付添い

● 代理傍聴・・・・・・被害者等の代わりに公判を傍聴して結果を伝達する

● 日常生活の支援(支援内容は要相談)

12

13